

# 「マイナンバー」のご提供について

平成28年1月からの「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」開始にあたり、下記のお取引時には、「個人番号通知カード」「法人番号指定通知書」等によるマイナンバーのご提供をお願いいたします。

みなさまにはお手数をおかけしますが、何とぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

## 記

### 【マイナンバーの提示が必要な主な取引】

個人のお客さま	法人のお客さま
マル優	定期預金・定期積金・通知預金
個人向け国債	出資金
教育等資金非課税制度等	会社の住所等の変更登記
外国送金（支払い・受取り）など	

※本人確認資料（運転免許証等）も併せて確認させていただきます。

※法令で定められた手続き以外に利用することはありません。

※マル優の対象となる定期預金をお持ちのお客さまについては、満期日までに個人番号をお届けください（お届けいただけない場合は、非課税の適用を受けることができません）。

※個人のお客さまについて、出資金のお取引でマイナンバーを提示していただく場合があります。

＜お問合せ先＞

新栄信用組合「お客様相談室」

電話番号：0120-400-103